

随意契約理由書

1 案件名称

川辺小学校増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社メガ建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社メガ建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

東淡路小学校増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

中央こども相談センター建設工事設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 内藤建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社内藤建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

三先小学校増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ジャス

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社ジャスは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9333)

随意契約理由書

1 案件名称

北中島小学校増築その他工事外1件設計業務委託

2 契約の相手方

共同設計 株式会社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

共同設計株式会社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 今後の住宅施策の方向についての検討基礎調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合計画機構

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社総合計画機構は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部住宅政策課住宅政策グループ
(電話番号 06-6208-9217)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田東小学校増築その他工事外1件設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 壇建築計画事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社壇建築計画事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

水都国際中学校・高等学校東学舎解体撤去工事外1件設計（建築・設備）業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 福本設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社福本設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉六反東第1住宅1号館建設工事外1件 第2次設計変更 設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 福本設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 福本設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9245）

随意契約理由書

1. 案件名称

茨田南小学校増築その他設備工事設計業務委託

2. 契約の相手方

(株) 技研エンジニアネットワーク

3. 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 技研エンジニアネットワークは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

小林小学校昇降機棟増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 小野設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社小野設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

高松小学校増築その他工事外1件設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 黒田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社黒田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

飛鳥住宅2・6号館設備工事設計業務委託2

2 契約の相手方

(株) 総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

築港中学校増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小西建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社小西建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9333)

随意契約理由書

1 案件名称

コンクリートブロック塀対策工事設計業務委託

2 契約の相手方

全日本コンサルタント株式会社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

全日本コンサルタント株式会社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6208-9391)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉六反東第1住宅1・2号館建設電波障害対策業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本業務は、市営住宅建設に伴う電波障害に対して、近隣の住宅等に電波障害対策を行うものである。

電波障害対策で、テレビ放送を再放送するためには、自らテレビアンテナを設置し対策設備を構築する方法と有線テレビジョン放送事業者の設備を利用する方法があるが、本市としては、設置・維持管理費用が安価になることから同軸ケーブルにより引込を行う有線テレビジョン放送事業者にて対策を行うこととしている。

現在、当該対策地域において電波障害対策が行える有線テレビジョン放送事業者は上記業者のみであるため上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9384)

随意契約理由書

1 案件名称

井高野第4住宅2号館建設工事 設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 坂倉建築研究所

3 随意契約理由

本設計業務については、「井高野第4住宅2号館建設工事 設計業務委託」の見直し設計を行うものであり、上記業者は平成30年度に実施設計図面(1・2期)の作成を行い完了している。

井高野第4住宅2号館建設工事については、1期工事は完了しており、2期工事は令和3年度に工事発注する予定であるが、住宅標準図が改定されたことや、1期工事で生じた設計変更の内容を盛り込む必要があることから、実施設計の見直しを行う。

本業務は既に完了している実施設計図面に沿って業務を行うこととなり、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社坂倉建築研究所であれば、設計内容を熟知しており、図面データなども保有しているので、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9244)

随意契約理由書

1 案件名称

海老江東小学校増築その他工事外1件設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 J F E 設計 大阪営業所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 J F E 設計大阪営業所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

加賀屋小学校増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 いるか設計集団

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社いるか設計集団は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

日吉小学校増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 技研エンジニアネットワーク

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 技研エンジニアネットワークは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

滝川小学校外1施設昇降機設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

日本エレベーター製造（株）

3 随意契約理由

本業務委託は、市民利用施設（学校）に設置されている昇降機の保守点検業務である。市民利用施設においては、昇降機の利用が不可欠であり、よりの確な保守点検、整備が求められる。

昇降機の閉じ込め等のトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが重要であるが、不具合等不測による重大な事態が生じる場合がある。その際、エレベーターは、利用者の安全を守るために安全装置が動作して自動停止し、搭乗者はエレベーター内で外部からの救出を待つことになる。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、製造業者でなければ知り得ない調整方法によるメンテナンスを行う必要がある。

上記業者は、当該設備を納入した製造業者であり、現在に至るまで同施設の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っている。

以上により安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2334）

随意契約理由書

1 案件名称

豊里住宅6～9号館昇降路増築工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 共同建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 共同建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9445）

随意契約理由書

1 案件名称

大正北中学校増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 メガ建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社メガ建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見橋中学校外34校冷房設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6208-9404)

随意契約理由書

1 案件名称

航空隊庁舎建設工事基本設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 梓設計 関西支社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 梓設計 関西支社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9324)

随意契約理由書

1 案件名称

海老江東小学校増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 技研エンジニアネットワーク

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 技研エンジニアネットワークは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

扇町小学校昇降機設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

本業務委託は、市民利用施設（学校）に設置されている昇降機の保守点検業務である。市民利用施設においては、昇降機の利用が不可欠であり、よりの確な保守点検、整備が求められる。

昇降機の閉じ込め等のトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが重要であるが、不具合等不測による重大な事態が生じる場合がある。その際、エレベーターは、利用者の安全を守るために安全装置が動作して自動停止し、搭乗者はエレベーター内で外部からの救出を待つことになる。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、製造業者でなければ知り得ない調整方法によるメンテナンスを行う必要がある。

上記業者は、当該設備を納入した製造業者であり、現在に至るまで同施設の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っている。

以上により安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2334）

随意契約理由書

1 案件名称

大道南小学校便所改修工事外2件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大匠建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 大匠建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（本庁）

（電話番号 06-6208-7844）

随意契約理由書

1 案件名称

島屋小学校便所改修工事外3件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 土屋総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 土屋総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課 (本庁)

(電話番号 06-6208-7844)

随意契約理由書

1 案件名称

御幸保育所外16施設空調設備改修工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6208-9404)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田大宮第2住宅26号館建設工事 設計業務委託

2 契約の相手方

㈱前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

㈱前田都市設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9244)